



社長のための
経営雑学
新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第40号 平成27年5月26日(火)

発行：久保総合会計事務所
〒536-0006
大阪市城東区野江4丁目11番6号
TEL (06) 6930-6388
FAX (06) 6930-6389

「ストレスチェック」制度がスタート 制度の成否は今以上に産業医との連携

労働安全衛生法が改正され、今年12月1日より、従業員50人以上の企業に義務付けられる

「ストレスチェック」制度がスタートする。従業員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐのが狙い。

厚労省の指針によればストレスチェックの定義は「心理的な負担の程度を把握するための

検査」とされ年1回の実施を義務付けるが、従業員50人以下は「当分の間は努力義務」。

事務的な対応を行うのは人事厚生総務の関連部署。厚労省は「ストレスチェック結果の集団

ごとの集計・分析は、派遣先事業者が、派遣労働者も含めて実施することが望ましい」と通知

しており、今後、従業員の問い合わせも含め事前対応策を迫られる。個人情報保護を含む

膨大なデータ処理も発生するため外部業者との業務の全体像構築も始まっている。

とりわけ厚労省がお願いしているのは、制度の中心的役割を担う医師等の産業医との連携。

省令では「ストレスチェックの実施」、「ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施」、「面接

指導の結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること」が追加される。

ストレス調査票の配布や回収、集計作業、個人結果表の返却から集団分析に至るまで、

多くの業務を産業医が担うことになるのは最もその職場に熟知しているからだ。制度の成否は、

これまで以上に産業医とパートナー意識を持ちコミュニケーションを図る企業努力が不可欠だ。